

1 農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という）に基づいて定める計画です。

農振法第 8 条に規定されるもので、優良農地を確保・保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施するため市町村が定める計画で、マスタープランと農用地利用計画から構成され、次の項目を定めるものとされています。

ア 農用地等として利用すべき土地の区域（「農用地区域」）及びその区域内にある土地の農業上の用途区分
→農用地利用計画

イ 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

ウ 農用地等の保全に関する事項

エ 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進のためのこれらの土地に関する権利の取得の円滑化その他農業上の利用の調整に関する事項

オ 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

カ 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

キ 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項で、農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進と相まって推進するもの

ク 農業構造の改善を図ることを目的とする農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項 1

2 厚木市の農業振興地域について

① 農業振興地域と農用地区域について

農業振興地域は、県知事が市町村と協議し、指定するもので、指定を受けた市町村は、農業振興地域内で農業振興を図っていく土地として農用地区域を設定します。農用地区域に設定された農地は、指定された用途に供することしかできず、転用は原則として認められません。

② 厚木市の農業振興地域面積及び農用地区域面積（令和6年12月31日現在）

農業振興地域面積	3631.3ha
農業振興地域内の 農用地区域面積 （青地）	420.2ha ※うち、田 約315ha、畑 約90ha、 その他約15.2ha(農業用施設用地、樹園地)

3 厚木農業振興地域整備計画の見直しについて

現状と課題

ア 現状

- (ア) 前回の計画変更（平成30年7月）から相当期間が経過し、その間、**公共施設整備等により本市農用地域に変化**が生じています。
- (イ) **第8回線引き見直しにより都市計画の変更**が予定されており、今後更に農用地域の変化が想定されます。
- (ウ) 国際情勢の変化等による**食料需給の不安定化**や農業者の**高齢化**及び**農業後継者の確保が困難**な状況となっています。

イ 課題

- (ア) 農用地域内の農地が道路用地等に転用されており、**現計画との整合を図る**必要があります。
- (イ) 今後、都市計画の変更に伴い、農地転用を伴う農用地域からの農地の除外が想定されることから、**都市計画等他の土地利用計画との調整**を図り、農地の適正な保全と農業振興に取り組む必要があります。
- (ウ) **農業者の減少により、耕作放棄地が拡大**し、今後農地が適切に利用されなくなり、食料の安定供給が困難になることが懸念されます。

このような状況であることから、計画の見直しを行う必要があると考えています。

4 基礎調査について

農業振興地域整備計画を変更（見直し）する際には、農振法第12条の2において、基礎調査を実施することとされており、厚木市では、農業振興地域整備計画の変更（見直し）に向け、令和6年度に基礎調査を実施いたしました。

基礎調査では、農林業者の方に意向調査を行う事になっています。

ア 基礎資料収集

政府等が行う調査結果による資料、農業委員会や土地改良区等の関係機関が有する資料を収集し、各種の基礎資料（図面等）を作成します。

イ 整備計画策定調査

都道府県知事が定める基本方針等を勘案した意向調査等によって農林業者の意見を聞く事になっています。

この意向調査の結果と基礎資料の作成に必要なその他の調査の結果から整備計画の構想を定めます。

1 調査目的

市内農家の営農状況や今後の農業振興、農業のあり方についての意見を把握することを目的とする。

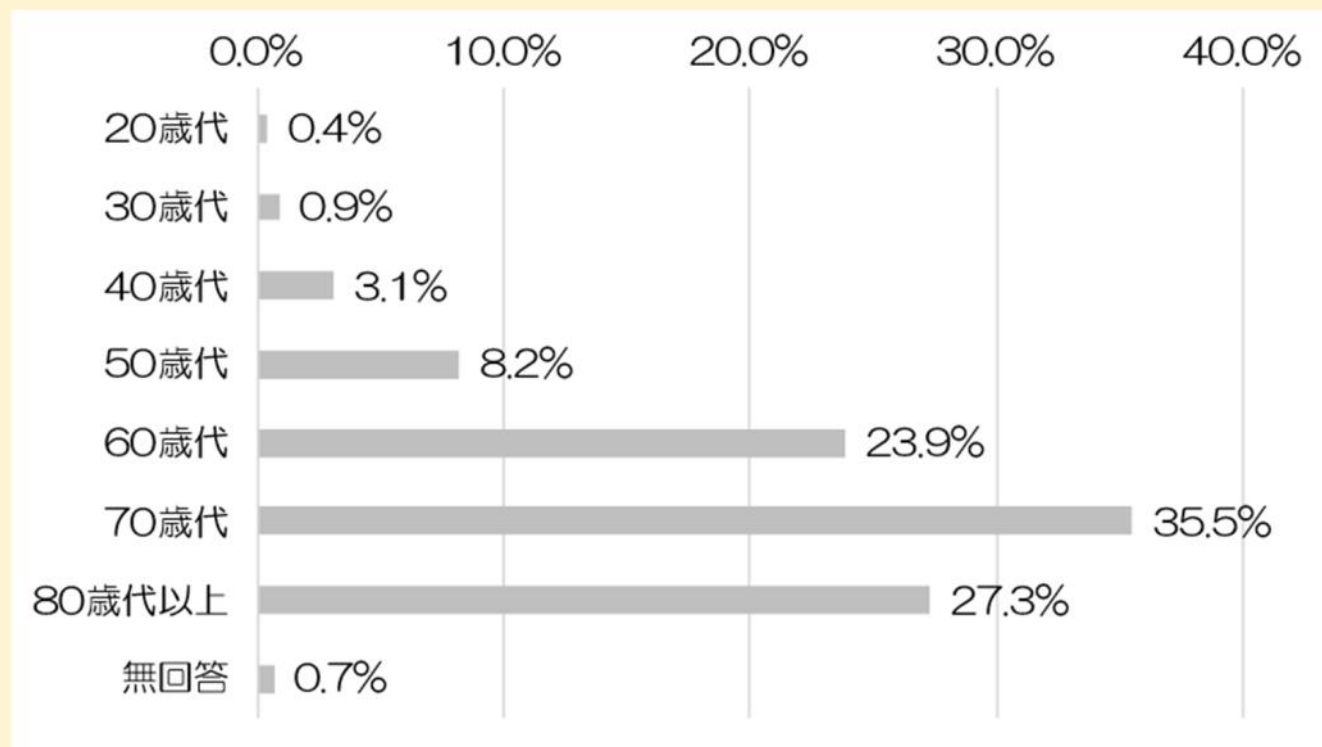
2 調査の方法

- (1) 調査対象：厚木市内に30 a 以上の農地を所有する農家
- (2) 調査数：1,231戸
- (3) 調査方法：郵送による配布・回収
- (4) 調査期間：令和6年11月20日～令和6年12月25日

3 回収状況

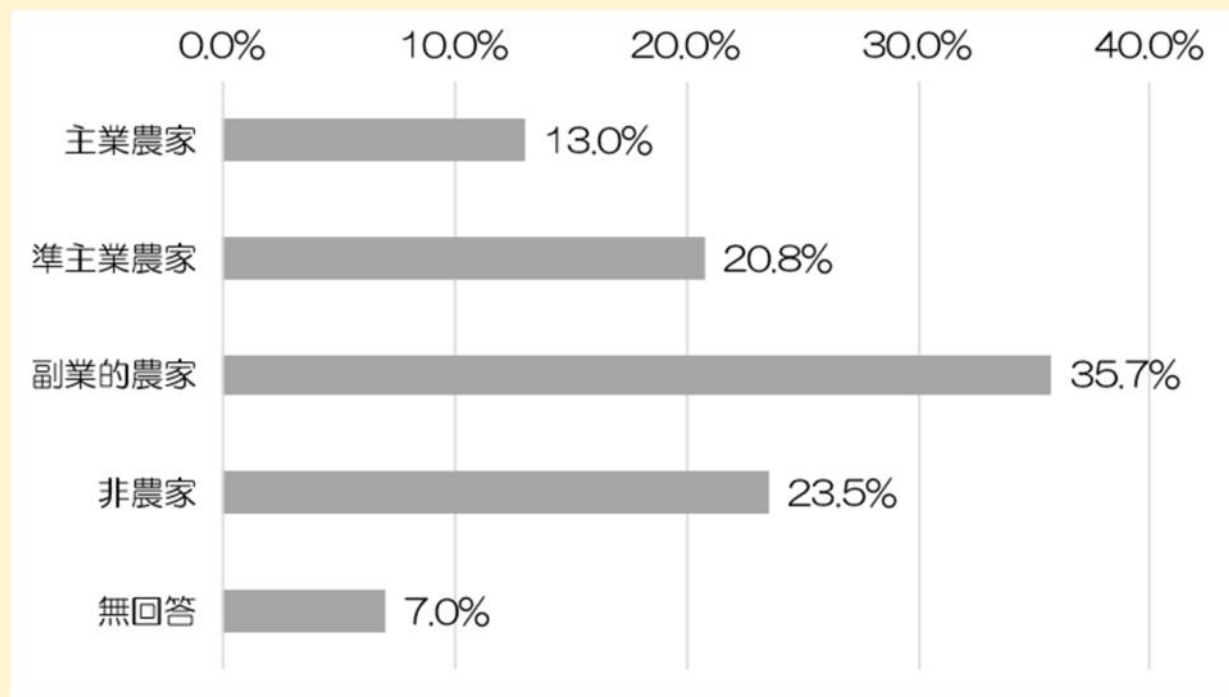
- (1) 標本数：1,231票
- (2) 回収数： 901票
- (3) 回収率： 73.2%

4 年齢別構成比



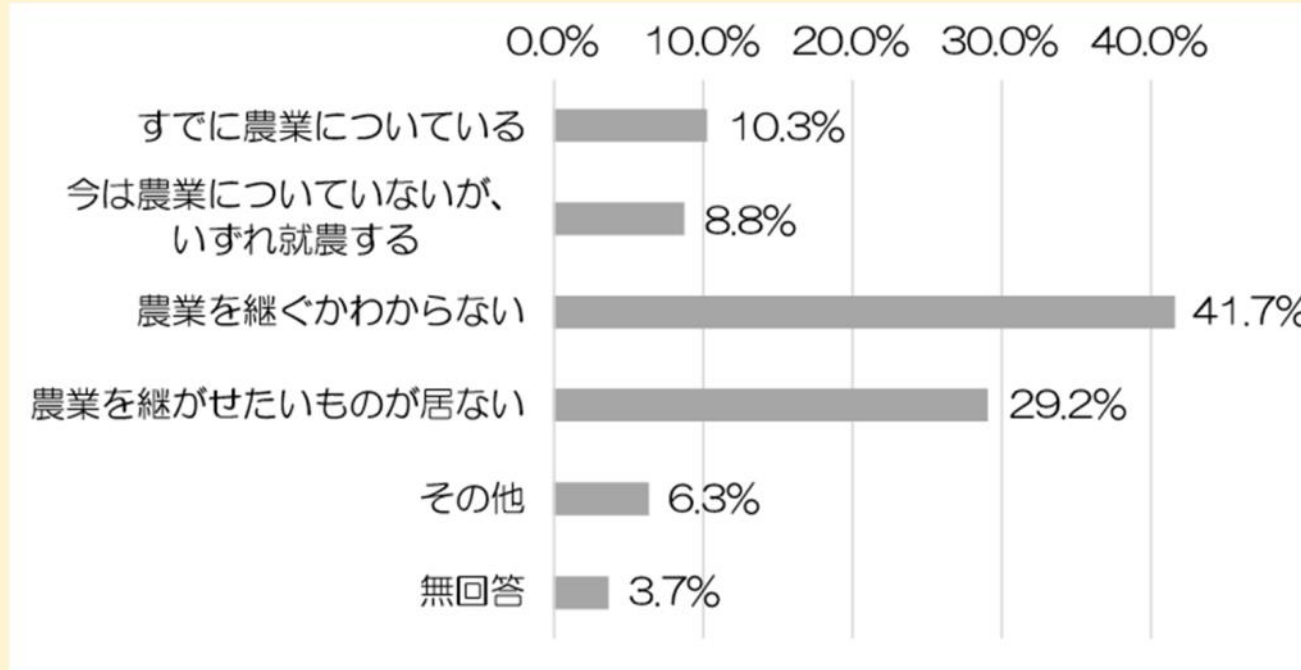
70歳代が最も多く、次いで80歳代、60歳代と続き、**50歳代以上が9割以上**となっています。

5 主業農家・準主業農家等の割合



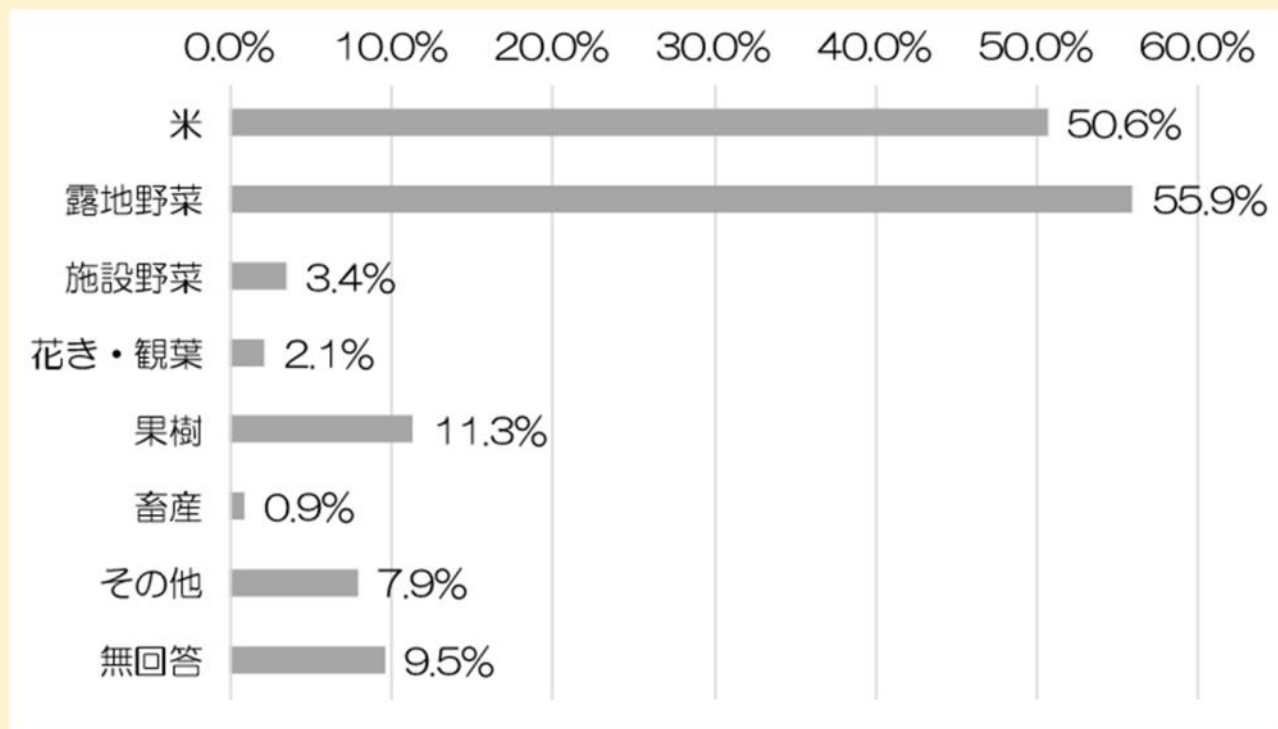
「副業的農家」の割合が最も高くなっています。

6 後継者の有無



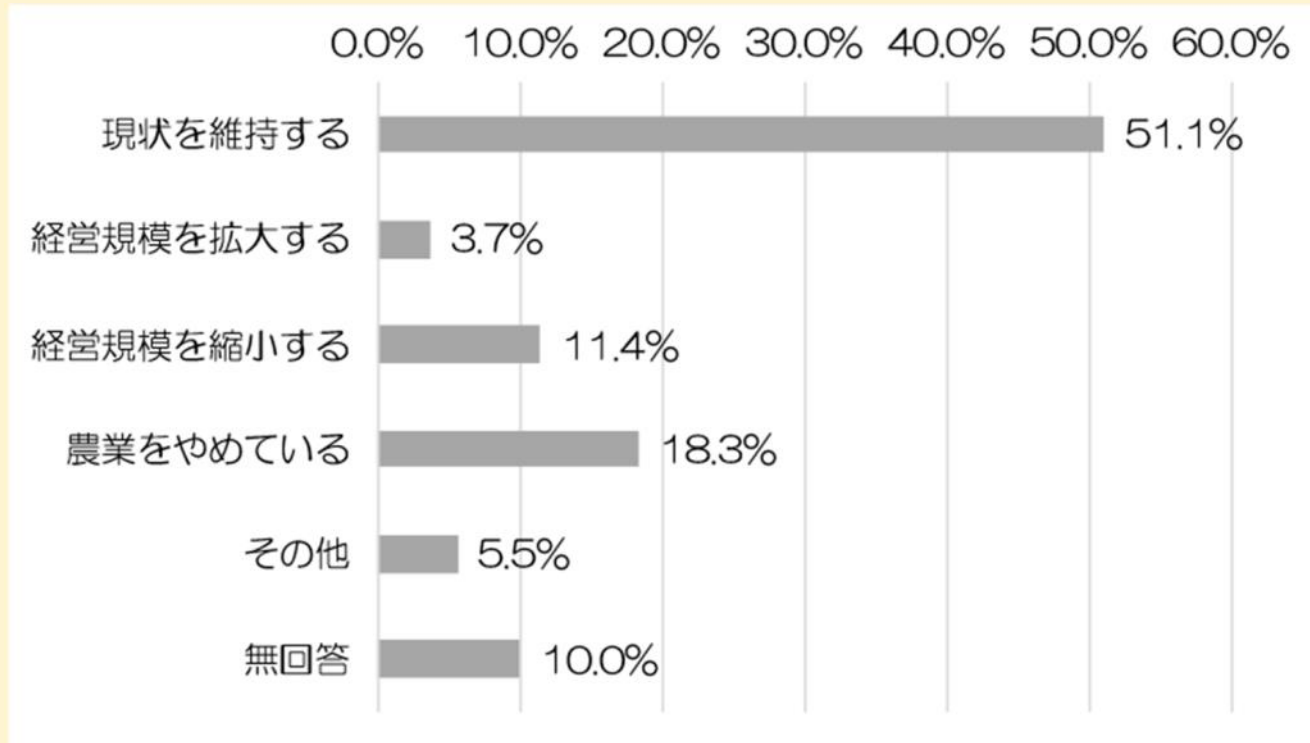
「農業を継ぐかわからない」が最も高く、次いで「農業を継がせたいものが居ない」となっており、合わせると7割以上を占めます。

7 主な作物



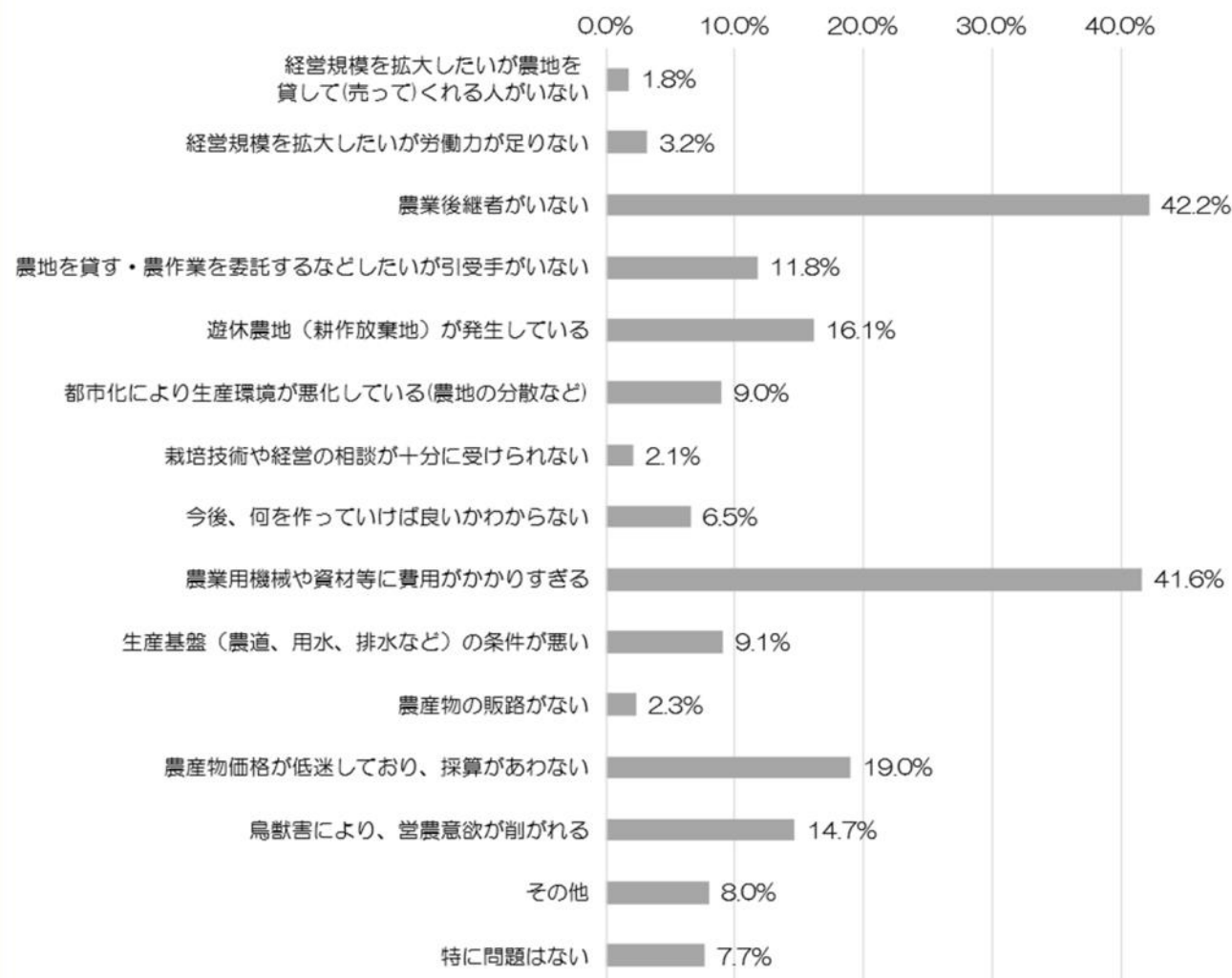
「露地野菜」、「米」が主要な農作物となっている。

8 今後（５～１０年後）の農業経営について



「現状を維持する」が５割を超えているものの、「経営規模の縮小」と「農業をやめている」を合わせると約３割となっています。

9 農業を行っていく上での問題



「後継者がいない」がもっとも多く、次いで、「農業用機械や資材等に費用がかかりすぎる」が問題としてあげられています。

5 見直しスケジュール（予定）について

令和7年6月26日 第1回厚木市農業振興推進委員会開催

令和7年7月以降 県央地域県政総合センターと変更に係る事前調整を開始

令和7年12月以降 第2回厚木市農業振興推進委員会開催（進行状況を報告予定）

令和8年3月まで
県央地域県政総合センターと変更に係る事前調整を完了
県央地域県政総合センターとの事前相談の申出（正式手続）
第3回厚木市農業振興推進委員会開催（計画変更案を提示予定）
関係機関への意見聴取
庁内手続きの開始

令和8年4月以降 整備計画（案）の公告縦覧

令和8年6月以降 県央地域県政総合センターとの事前協議（正式手続）

令和9年3月まで 整備計画の公告